

# 被害者参加旅費等のお知らせ

被害者参加制度を利用して刑事裁判に出席された方に、日本司法支援センター（法テラス）から旅費、日当など（被害者参加旅費等）が支払われます。

※ 被害者参加を許可されていたとしても、傍聴席で裁判を傍聴した場合などは支払われません。

## ○支給される被害者参加旅費等の種類等

裁判所までの「旅費（交通費）」と「日当」が支払われます。

裁判前日や当日に宿泊する必要があると認められるときは、「宿泊料」も支払われます。

旅費（交通費）は、原則として「最も経済的な（安価な）経路・交通手段」で計算されますので、支払われる交通費は実際にかかった交通費と一致しないことがあります。

## ○支払方法

ご指定の口座にお振り込みいたします。

※法テラスが支給に必要なすべての書類を受け取ってからおおむね2週間ほどで振り込まれます。

旅行前のお支払いや現金でのお支払いはできません。

原則ご本人名義の口座とさせていただきますが、預金口座をお持ちでない方や「日本司法支援センター」からの振込みに差しさわりのある方は、代理人の口座をご指定いただけます。

## ○請求方法等

「被害者参加旅費等請求書」に所定の必要事項を記載して、裁判に出席した際に、出席した裁判所へ持参してください。

請求期限は、裁判が終了してから30日以内です。

※請求書用紙は、検察庁、裁判所でお渡します。また、法テラスホームページからもダウンロードすることができます（裏面末尾を参照してください。）。

### ☆請求の際に必要なもの

- 請求書に記載した住所（又は居所）が確認できるもの（地番まで確認できるもの）の写し（要提出）

※運転免許証、国民年金手帳、母子手帳、住民票などの写し（氏名及び住所（地番まで）が記載されている部分をコピーしてください。）

※出発地（又は到着地）が、住所（又は居所）と異なるときは、出発地（又は到着地）の住所（地番まで）が確認できるものも併せてお持ちください。

- 印鑑

※銀行への届出印でなくても構いませんが、スタンプ式のものは使用できません。

- 通帳、キャッシュカードなどの写し（要提出）

※通帳については、金融機関、支店、種別、口座番号及び口座名義が分かる部分をコピーしてください。

- 航空機を利用する方は、領収証（又はインターネットの購入画面の写し等）及び行きの航空券の半券（搭乗券）（要提出）

※帰りの半券は、旅行後速やかに裁判所に送付してください。

裏面もお読みください

## 1 旅費（交通費）について

住所地（又は居所地）～裁判所間の往復にかかった鉄道運賃、船舶運賃、航空運賃のほか、これら以外の区間は、距離に応じて1km当たり37円で計算した金額をお支払いします。

- 鉄道を利用する場合、片道の利用区間が100km以上のときは、運賃のほかに、特急料金をお支払いします。

- 離島や遠隔地から来られる場合など、航空機を利用する必要があると認められる場合には、航空運賃をお支払いします。

航空機を利用する場合には、原則として「往復割引の航空券」を購入していただくようご協力ください（帰りの便を予約しなくても購入できます。）。なお、マイレージやパック旅行のご利用はお控えください。

- バス・タクシー・自家用車を利用して来られる場合でも、所定の鉄道運賃や距離に応じて1km当たり37円で計算した金額をお支払いします。

自家用車等を利用した場合のガソリン代、高速道路や有料道路、駐車場の料金などはお支払いできませんので、ご注意ください。

なお、天災、障害などの理由で公共交通機関の利用が困難な方は、実際に利用した交通手段の費用の支給が認められる場合があります（支払には、実際に利用した交通手段の費用の支払を証明するに足る資料（領収証等）及び天災、障害などの事情を証明する資料（前者は公共交通機関発行の遅延証明書等、後者は障害者手帳の写し等）が必要となります。）。

## 2 日当について

- 公判期日等への出席及びそのための旅行に必要な日に対して、1日当たり1,700円の日当が支払われます。

## 3 宿泊料について

- 裁判前日や当日に宿泊する必要があると認められるときは、1泊7,800円又は8,700円の宿泊料（出席した裁判所等の所在地により異なります。）が支払われます。

実際にかかった宿泊料金ではなく、定額をお支払いします。

- 有料の宿泊施設以外に宿泊された場合には、宿泊料はお支払いできませんのでご注意ください。

## 4 旅費等が支払われない場合

以下に該当する場合、被害者参加旅費の全部または一部が支払われません。

- ・証人として裁判に出席される方が裁判所から証人旅費の支給を受ける場合など、他の法令の規定による旅費等の支給を受ける場合
- ・被害者参加を許可されていたとしても、傍聴席での傍聴で終えた場合など、裁判手続上、「出席」扱いとならなかった場合（被害者として優先的に裁判を傍聴できる制度を利用した場合を含む。）
- ・被害者参加旅費等の請求に必要な書類の提出ができない場合

### お問合せ先

- 被害者参加旅費等の請求手続に関しては、裁判を担当する検察庁または裁判所までお問い合わせください。

- 被害者参加旅費等支給制度に関するお問合せは、法テラス・サポートダイヤル、各地方事務所、ホームページ内でもご案内しております。

法テラス・サポートダイヤル（犯罪被害者支援ダイヤル） 0570-079714  
（受付時間 平日9:00～21:00 土曜日9:00～17:00、PHS、IP電話からは03-6745-5601）

法テラスホームページ <http://www.houterasu.or.jp/>

# 〈被害者参加旅費等請求書の記載方法〉

裁判に出席するため住所（又は居所）を出发して裁判に出席し、住所（又は居所）に到着するまでを一つの旅行として請求書に記載してください（詳細は裏面参照）。

## 被害者参加旅費等請求書

平成25年11月13日

法務大臣 殿  
（日本司法支援センター一版）

裁判所受領印

① 請求書を作成した日を書いてください。

② 請求者  
住所（又は居所） 千XXX-XXXX 札幌市東区南一条二丁目XX番XX号  
※ 裁判所又は日本司法支援センターから文書を送付させていただいた場合があります。

③ 氏名 姓 山田 名 太郎 子 太郎  
〒XXXX-XXXX 札幌市東区南一条二丁目XX番XX号

④ 電話番号 098-234-5678  
※ 裁判所又は日本司法支援センターからご連絡をさせていただいた場合があります。

⑤ 振込口座  平成 年 月 日付被害者参加旅費等請求書記載の振込口座と同じ  
 以下のとおり  
金融機関名 ゆうちょ銀行 支店名 (住所)  
口座番号 普・当 XXXX-2345XXXX 口座名義 山田太郎  
 口座名義人を代理人と定めて、以下に請求する旅費、日当及び宿泊料の受領に関する件を委任します。

送金通知の送付先  住所（又は居所）  
 その他  
住所及び宛名： (東京都中央区銀座X-X-X) 〇〇法律事務所 )

⑥ 参加を許可された事件  
東京地方 裁判所 五川 支部 平成25年(わ)第XX号

⑦ 旅行の内容等  
往路について記載してください。 出発日 平成25年11月10日  
出発地  上記住所（又は居所）から裁判所等まで  
 その他の場所から裁判所等まで (所在地)  
復路について記載してください。 到着日 平成25年11月13日  
到着地  裁判所等から上記住所（又は居所）まで  
 裁判所等からその他の場所まで (所在地)  
該当するものすべてに、チェックをつけてください。  
 往路又は復路に航空機を利用した  
 交通の途絶等の理由により特別の経路・方法を利用した  
 宿泊した(宿泊した日に記載してください)  
11月10日、11月11日、11月12日、  
11月11日、11月12日、11月13日、  
11月11日、11月12日、11月13日、

⑧ この旅行中に出席した公判期日（又は公判準備）の日を記載してください。  
11月11日、11月12日、11月13日、

⑨ この旅行中に出席した日付を書いてください。

① 請求書を作成した日を書いてください。

② 現住所を書いてください。現在、住所以外の場所に一時的に滞在しているときは、その場所(居所)を書いてください(裏面参照)。

③ 氏名、生年月日を書いて、印鑑を押してください。

④ 記載した番号に裁判所等から電話が取れる電話番号があるので、日中連絡が取れる電話番号を書いてください。

⑤ 旅費の振込を希望する口座情報を書いてください。ゆうちょ銀行の場合は、口座番号欄に記号・番号を書いてください。請求書提出の際、通帳又はキャッシュカードの写し(振込先の預貯金口座が分かるもの)をお持ちください。  
a. すでに提出済みの請求書があるときは、記載を省略することができます。  
b. 口座名義が請求者名義と異なるときは、チェックをつけてください。  
c. 送金が決定したら法テラスから送金通知書が郵送されますので、希望する送付先にチェックをつけてください。②に記載した住所地以外を希望される方は、その他にチェックをつけて、その住所、宛名を書いてください。

⑥ 請求書を作成した日「被害者参加許可の通知」を参考に、裁判所名と事件番号を書いてください。

⑦ 住所地等を出発した日(復路は、住所地等に到着した日又は到着予定日)及び出発した場所(復路は、到着した場所又は到着予定の場所)について書いてください(詳細は裏面参照)。

⑧ チェックがついている場合、以下の資料が必要で、資料提出時に裁判所職員が事情をお伺いします。  
- 航空機利用  
- 行き半券をお持ちください。帰りの半券は、帰宅後速やかに裁判所に送付してください。  
- 交通の途絶等  
天災により鉄道路線が途絶した場合など、例外的に実際に利用した交通手段の費用の支給が認められる場合があります。その際は、領収証や遅延証明書などが必要となります(帰りの領収証は、帰宅後速やかに裁判所に送付してください)。  
- 宿泊  
領収証の提出は不要です。

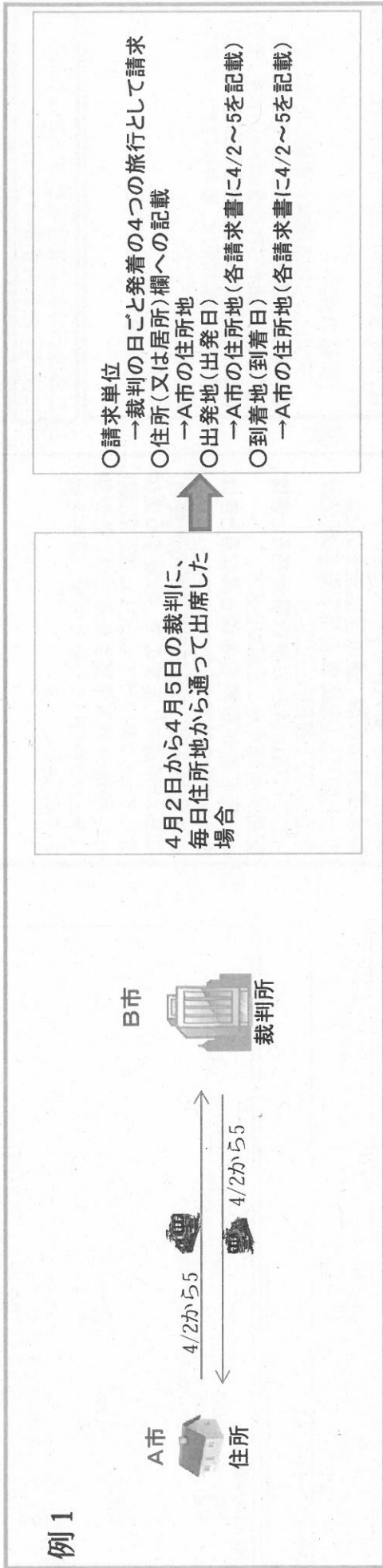
⑨ この旅行中に、被害者参加人として裁判に出席した日付を書いてください。

⑩ 複数の旅行について請求するときは、「続用紙」を利用してください。

裏面もご覧ください。

⑩ 続用紙を利用し、複数件の旅行について請求します。  
※ 請求書欄にご記入いただいた個人情報及び口座情報は、旅費等の振込手続以外には使用しません。

# ◎請求単位並びに住所（又は居所）欄及び出発地欄等の記載例



裁判所受領印

# 被害者参加旅費等請求書

令和 年 月 日

法務大臣 殿  
(日本司法支援センター扱)

## 請求者

住所(又は居所) \_\_\_\_\_

※ 裁判所又は日本司法支援センターから文書を送付させていただく場合があります。

フリガナ

氏名 \_\_\_\_\_ 印 大・昭・平・西暦 年 月 日生

電話 \_\_\_\_\_ 自宅・携帯・その他( )

※ 裁判所又は日本司法支援センターからご連絡をさせていただく場合があります。

## 振込口座

令和 年 月 日付被害者参加旅費等請求書記載の振込口座と同じ

以下のとおり

金融機関名 \_\_\_\_\_

支店名 \_\_\_\_\_

(カナ)

口座番号 普・当 \_\_\_\_\_

口座名義 \_\_\_\_\_

口座名義人を代理人と定めて、以下に請求する旅費、日当及び宿泊料の受領に関する件を委任します。

送金通知の送付先  住所(又は居所)

その他

住所及び宛名: ( )

以下のとおり被害者参加人として公判期日(又は公判準備)に出席したため、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第6条第1項に基づき、旅費、日当及び宿泊料を請求します。

## 参加を許可された事件

\_\_\_\_\_ 裁判所 \_\_\_\_\_ 支部 令和 年 ( ) 第 \_\_\_\_\_ 号

## 旅行の内容等

・往路について記載してください。 出発日 令和 年 月 日

出発地  上記住所(又は居所)から裁判所等まで

その他の場所から裁判所等まで

(所在地: \_\_\_\_\_ )

・復路について記載してください。 到着日 令和 年 月 日

到着地  裁判所等から上記住所(又は居所)まで

裁判所等からその他の場所まで

(所在地: \_\_\_\_\_ )

・該当するものすべてに、チェックをつけてください。

往路又は復路に航空機を利用した

交通の途絶等の理由により特別の経路・方法を利用した

宿泊をした(宿泊した日を記載してください)

月 日、 月 日、 月 日、 月 日、 月 日

・この旅行中に出席した公判期日(又は公判準備)の日を記載してください。

月 日、 月 日、 月 日、 月 日、 月 日

続用紙を利用し、複数件の旅行について請求します。

※請求者欄にご記入いただいた個人情報及び口座情報は、旅費等の振込手続以外には使用しません。



## 被害者参加旅費等請求書(続用紙)

令和 年 月 日

請求者氏名

## 旅行の内容等

- ・往路について記載してください。 出発日 令和 年 月 日  
 出発地  上記住所(又は居所)から裁判所等まで  
 その他の場所から裁判所等まで  
 (所在地: )
- ・復路について記載してください。 到着日 令和 年 月 日  
 到着地  裁判所等から上記住所(又は居所)まで  
 裁判所等からその他の場所まで  
 (所在地: )
- ・該当するものすべてに、チェックをつけてください。  
 往路又は復路に航空機を利用した  
 その他交通の途絶等の理由により特別の経路・方法を利用した  
 宿泊をした(宿泊した日を記載してください)  
 月 日、 月 日、 月 日、 月 日、 月 日
- ・この旅行中に出席した公判期日(又は公判準備)の日を記載してください。  
 月 日、 月 日、 月 日、 月 日、 月 日

- ・往路について記載してください。 出発日 令和 年 月 日  
 出発地  上記住所(又は居所)から裁判所等まで  
 その他の場所から裁判所等まで  
 (所在地: )
- ・復路について記載してください。 到着日 令和 年 月 日  
 到着地  裁判所等から上記住所(又は居所)まで  
 裁判所等からその他の場所まで  
 (所在地: )
- ・該当するものすべてに、チェックをつけてください。  
 往路又は復路に航空機を利用した  
 その他交通の途絶等の理由により特別の経路・方法を利用した  
 宿泊をした(宿泊した日を記載してください)  
 月 日、 月 日、 月 日、 月 日、 月 日
- ・この旅行中に出席した公判期日(又は公判準備)の日を記載してください。  
 月 日、 月 日、 月 日、 月 日、 月 日

- ・往路について記載してください。 出発日 令和 年 月 日  
 出発地  上記住所(又は居所)から裁判所等まで  
 その他の場所から裁判所等まで  
 (所在地: )
- ・復路について記載してください。 到着日 令和 年 月 日  
 到着地  裁判所等から上記住所(又は居所)まで  
 裁判所等からその他の場所まで  
 (所在地: )
- ・該当するものすべてに、チェックをつけてください。  
 往路又は復路に航空機を利用した  
 その他交通の途絶等の理由により特別の経路・方法を利用した  
 宿泊をした(宿泊した日を記載してください)  
 月 日、 月 日、 月 日、 月 日、 月 日
- ・この旅行中に出席した公判期日(又は公判準備)の日を記載してください。  
 月 日、 月 日、 月 日、 月 日、 月 日

 次葉に続く

